

## 5 佐藤英行議員

- 1 未来を創る仕事として——令和2年度町政執行方針について
- 2 将来の岩内町財政はどうか——平成30年度決算を踏まえて



### 1 未来を創る仕事として——令和2年度町政執行方針について

町長に就任して初の令和2年度町政執行方針には、取り組む・行動・推進・整備・創造・構築など町づくりに対して意欲的な言葉が見受けられます。

健やかな町づくりを基本理念とした、新たな町の総合的かつ長期的な指針となる最上位計画を策定し、そのもとでの戦略・戦術となるだろうと思います。行政は生き物でありますので待つてはくれません。最上位計画策定前の令和2年度町政執行方針について質問をいたします。

地域を支える経済力。

稼ぐ力の養成が必要ということで、一次産業特に海をキーワードとした産業振興プランの策定に取り組むとあるが、自然・食・歴史・文化などをトータルコーディネートするプロジェクトチームを組んで策定作業をしてはどうか。

原子力発電所等安全対策。

原子力災害対策指針及び北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の見直しに沿って泊発電所周辺地域原子力防災計画を改訂とあるが、泊原発の地元独自の問題もあることから独自改訂の必要性があるのではないか。

環境対策。

ごみの分別収集における課題を整理し、収集体制の見直しや効率的実施方法を検討とあるが、現段階での課題とは何か、収集体制の見直しや効率的な実施方法を検討とあるが見直しの理由と検討内容は。

共同墓の整備について引き続き検討とあるが、今後の具体的な時期等を含めた方向性は。

協働への情報の公開と共有化。

情報の共有が何より重要とあるが、町民の意見を聞く方法として町政懇談会などの方法があるが具体的にどのようなことを考えているのか。

町議会定例会ごとに町政における行政報告をする考えはないのか。

水道事業会計。

数年後には資金残高不足となり事業継続のため料金改定が必至となり、令和3年度中の改定を検討とあるが、水道事業は最も重要なインフラであるので、受益者が納得できるものでなければならない。

水道事業の今後5年程度の収支予測は。

健やかな町づくりの実現のために財源が必要になります。

外部からの財源調達の方法としてクラウドファンディングとふるさと納税の推進強化の2点挙げています。

経常経費の抑制が困難な状況下、中・長期的な持続可能な財政運営への転換とあるが、現在の窮屈な財政状況では大型施設の建設の実行・実施の猶予や停止も考えるべきではないのか。

予算の弾力化のために、クラウドファンディングやふるさと納税の推進強化を挙げているが、クラウドファンディングについては今後の取り組みとしているが、何をプロジェクトとするか現在の考えは。

ふるさと納税の指定寄附金の選べる使い道は4項目示されていますが、どのように具体的に指定寄附金が活用されるのか。

## 【答 弁】

### 町 長：

未来を創る仕事として、令和2年度町政執行方針について、6項目のご質問であります。

1項めは、産業振興プランの策定に、自然・食・歴史・文化などをトータルコーディネートするプロジェクトチームを組んで策定作業をしてはどうか、についてであります。

産業振興プランにつきましては、今後策定する町の最上位計画における基本計画の一つに位置付けたいと考えており、その策定にあたっては、産業・経済の活性化に寄与する施策の指針とするため、実現に向けた目標や方向性を明確にするあらゆる視点、知見を取り入れる必要があるものと考えております。

そうした政策形成機能の強化を図るため、昨年12月には庁舎内に特別職・部長職で構成する、岩内町経営戦略会議を設置し、各所管における重要施策等について幹部職員間で横断的に意見交換できるようにしたほか、本年7月には行政組織の再編を行うなど、各種政策の策定・実現に向けた体制づくりを進めているところであります。

今後の策定作業にあたりましては、そうした庁舎内における体制の強化を図るとともに、地域の皆様のご意見、更に外部有識者の助言などを取り入れながら、町の魅力である自然・食・歴史・文化などを最大限に生かした産業振興プランの策定を目指してまいりたいと考えております。

2項めは、原子力発電所等安全対策についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画につきましては、まず、計画編、退避等措置計画編、資料編の3つの構成になっております。

そのうち計画編には、原子力防災計画の目的や基本方針など、本計画における基本的な部分を掲載しているものであり、国の原子力災害対策指針及び北海道地域防災計画原子力防災計画編の見直しに沿って改訂することとしておりますが、計画編には、第1非常配備体制や第2非常配備体制、退避等措置計画編には、放射線防護施設又は、コンクリート建物への屋内退避及び避難に関する資料など、また、資料編については、発電所施設の周辺地域図や、立地町村に関わる内容等について掲載しており、ご質問のような、地元独自の内容につきましては、これまでも、必要な見直しを行っているところであります。

今後におきましても、社会の情勢の変化等に対応するよう、適宜、改訂を進めてまいります。

3項めは、環境対策についてであります。

はじめに、ごみの分別収集の課題及び収集体制の見直しの理由と検討内容について、であります。

本町のごみ収集については、燃やせるごみ、燃やせないごみ、それぞれ各地区ごとに決められた曜日に、収集車両が通れない一部を除いて、玄関前等での戸別収集により実施しております。

こうしたなか、ごみの収集量につきましては、人口減少も相まって、ごみの有料化を開始した平成20年度を境に、年々、減少している状況ではありますが、ごみの収集にかかる費用は、戸別収集を実施している関係から、減少とはならず、労務単価の引き上げなどに伴い増加傾向にあり、課題となっているものであります。

こうしたことから、現行の収集体制の見直しや効率的な実施方法の検討を進

めるものでありますが、具体的な例といたしましては、燃やせないごみの収集量は燃やせるごみと比較し、3割程度の量であることなどから、毎週1回となっている収集回数の見直しなどが、検討事項として考えられるものであります。

いずれにいたしましても、地域住民の生活環境に係わることでありますので、町内会の代表等で構成される、岩内町分別収集連絡協議会での協議など、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、共同墓の整備について、今後の具体的な時期等を含めた方向性は、についてであります。

町では、これまでも共同墓の整備について検討を進めてきたところであり、議会等において、令和元年度中に、宗派・寺院その他関係者との協議などを行い、共同墓設置の必要性や具体的な時期等を含め、一定の方向性を出せるように検討する旨、ご説明してきたところであります。

こうしたことから、今年度において、町内の寺院など関係者と面談し、意見聴取を行ってきたところでありますが、その話し合いの中では、町による共同墓の整備が、墓じまいの助長につながることや、寺院による共同墓が数カ所確認されており、行政が行うべきものなのかなど、問題点も指摘されたところであり、理解を得るためには、もう少し時間をかけた協議が必要と判断したところであります。

町といたしましては、少子高齢化や、核家族化の進行などで墓の承継者がいないことや、今後の維持管理に対する不安の声など、共同墓に対する要望もあることから、共同墓の整備に向けて引き続き検討を進めてまいります。

4項めは、協働への情報の公開と共有化についてであります。

はじめに、情報の共有が何より重要とあるが、町民の意見を聴く方法として、町政懇談会などの方法があるが、具体的にどのようなことを考えているのか、についてであります。

昨年、11月に開催しました、町内会・自治会等の代表者の方々との説明会、意見交換会においては、多くの意見等をいただき、直接、町民の皆様とお会いして声を聴くことの大切さを再認識したところであります。

このため、新年度においても、引き続きこうした直接お会いしながらの機会確保に努めながら、そのほかに、どのような形で町民の皆様の声の聴いていくか、具体的な方法については、現在、検討を進めているところであります。

声をお聴きするに際しては、一つ、町政について説明をし、理解を得ること。

一つ、町民の皆様の声を多く聴くこと。

一つ、多くの機会を設けること。

一つ、一緒に考えていくこと、を念頭に、町民の皆様の声の聴く機会の確保に取り組んでまいります。

次に、町政に係る報告につきましては、これまでも各常任委員会等の場において、町が行う事業の経過や町政を進める上での課題等から、この度の新型コロナウイルス感染症のような突発的に発生したもの等に至るまで、適宜ご報告しているところであります。

今後におきましても、これまでどおり、常任委員会等における報告を基本と考えておりますが、本会議での行政報告については、その事案の内容・重要性等を踏まえ、適切に対応して参ります。

5項めは、水道事業の今後5年程度の収支予測についてであります。

現行料金のまま経営を続けた場合の収益的収支で申し上げますと、令和元年度は約2千8百万円の純損失で累積の未処理欠損金は約2千百万円、令和2年度は約8千3百万円の純損失で未処理欠損金は約1億4百万円、令和3年度は約5千5百万円の純損失で未処理欠損金は約1億5千9百万円、令和4年度は約6千3百万円の純損失で未処理欠損金は約2億2千2百万円、令和5年度は約6千7百万円の純損失で未処理欠損金は約2億8千9百万円と見込んでおります。

6項めは、健やかな町づくりの実現のための財政状況やクラウドファンディング、ふるさと納税についてであります。

はじめに、まちの財政状況については、人口減少が進む中、人口規模に見合った効果的かつ効率的な財政運営や、公共施設の適正配置などを勘案した、中・長期的な視点での持続可能な財政運営への転換が急務となっております。

そのため、大型事業への着手につきましては、多額の事業費を要することからも、中・長期財政計画を策定した中で、まちの財政状況をしっかり見極め、持続可能な財政運営に支障をきたさないよう、手法や実施時期なども含め、慎重に検討しながら、判断してまいります。

次に、クラウドファンディングについては、現時点で具体的なプロジェクトは定めておりませんが、今後の積極的な活用を図るため、令和2年度の職員向け研修会等の開催を通じ、効果的な活用方法を学んだうえで、本町が抱える課題解決や、地域活性化に繋がる効果的な事業を検討してまいりたいと考えております。

なお、プロジェクトの企画検討にあたりましては、寄附者にとって魅力的に感じる事業であると同時に、ガバメントクラウドファンディングの性質から、町内のまちづくり団体等と積極的に関わる官民連携によるプロジェクトの推進など、協働の町づくりとしての視点も踏まえ、クラウドファンディングを通じて、本町を応援していただける関係人口の創出・拡大を目指してまいります。

次に、ふるさと納税での寄附者が選択できる使い道の項目については、おまかせを含め、全5項目となっており、寄附者の方々にとってより分かりやすく、また、町にとっても寄附者の意向に沿った活用がしやすい項目設定を心がけております。

これまでの使い道といたしましては、寄附者の意向を踏まえながら、観光イベントや学校図書などに充当しているところであり、今後も町を応援して下さる寄附者の気持ちを大切に、寄附金の有効活用に努めてまいります。

## < 再 質 問 >

協働への情報の公開と共有化について、町民の意見を聞くことへの4つの心構えが示され、おおいに期待するものです。一方、町政に関わる報告につきましては各常任委員会への報告を基本とのことですが、たとえば今回の新型コロナウイルスによる町民の不安は強まっていることなど考えますと、議員全員に現状報告等を行政報告として行うべきではないのか。

次にふるさと納税です。ふるさと納税でのおまかせ以外に4つの指定メニューがありますけども、指定寄附者の思いが選択していることなので、一般会計への充当ではなく、寄附者の思いが事業に反映されているのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

町政報告とふるさと納税についてであります。

町政に係る報告につきましては、これまでどおり常任委員会等における報告を基本と考えておりますが、行政報告についてはその事業の内容・重要性を踏まえ、適切に対応して参ります。

次に、ふるさと納税について、寄附者の思いが反映されているのかについてであります。ふるさと納税については寄附者の思いが形となるよう大きく5項目を設定し、各項目には福祉や教育など全17の使い道の事例を設定しており、寄附者がそれらの中から選択できる形となっております。

町では、寄附者の思いを町政に反映させるため、観光イベントや学校図書その他、防犯カメラの設置費や、絵本フェスタへの補助など、幅広く充当しており、今後も寄附者の意向に沿った有効的な活用に努めて参ります。

## 2 将来の岩内町財政はどうか——平成30年度決算を踏まえて

1年決算結果がずれる制約はあるが、決算結果をもとに予算を見つめなおし、将来の岩内町の財政がどうかを予測しまちづくりをしていくことが重要であろうと考えます。

平成30年度の道内市町村決算の概要が示されました。

自治体財政の弾力性を示す比率として用いられている経常収支比率は、90%を超えると一般財源の残余が少なくなるため、財政運営は窮屈になるといわれております。

岩内町においては平成27年度90.4%、全道144町村平均81.5%、平成28年度岩内町は94.5%、全道町村平均83.5%、平成29年度岩内町は92%、全道町村平均85.6%、平成30年度では岩内町は94.8%、全道町村平均86.8%となっており、90%台が続いております。町政執行方針にも義務的経費等が増大し財政の硬直化が進んでおりとあるように義務的経常経費の人員費、扶助費、公債費の比率も前年度より上昇しております。

財政規模に対する地方債残高の割合である地方債残高倍率は、2倍を超えると借金返済で財政運営は厳しくなるといわれております。岩内町においては平成27年度2.39倍、全道町村平均1.84倍、平成28年度岩内町2.6倍、全道町村平均1.87倍、平成29年度岩内町2.68倍、全道町村平均1.76倍、そして平成30年度では岩内町2.6倍、全道町村平均1.97倍と、岩内町では2倍超の状態が続いております。

積立金残高を標準財政規模で除した積立金残高比率は、岩内町においては平成27年度29.4%、全道町村平均81.9%、平成28年度岩内町28.9%、全道町村平均83.4%、平成29年度岩内町28.1%、全道町村平均84.4%、そして平成30年度では岩内町21.2%、全道町村平均84.4%で、年々低くなっております。

18%を超えると、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、地方債の発行が許可制になる実質公債費比率は、平成27年度岩内町は12.5%、全道町村平均9.5%、平成28年度岩内町は13.1%、全道町村平均9.1%、平成29年度岩内町は14.2%、全道町村平均9.0%、そして平成30年度岩内町は15.2%、全道町村平均9.1%と、岩内町は年々上昇しております。

特別会計等も含めた一般会計が負担する負債の標準財政規模に対する将来負担すべき借金を見る指標の将来負担比率は、平成27年度岩内町は167.9%、全道町村平均9.8%、平成28年度岩内町は173.9%、全道町村平均6.7%、平成29年度は岩内町は168.7%、全道町村平均8.3%、そして平成30年度は岩内町は166.4%、全道町村平均5.8%となっています。平成30年度は市も合わせた全道179市町村中、夕張市の440.2%に次いで高い比率となっています。

これらより岩内町の財政は硬直化し、厳しい状況であることが見て取れます。

2018年度の地方財政対策は、各積立金・基金が増加していることによって地方交付税の削減の圧力がありましたが、多くは使い道が決まっております環境の変化への対応や災害に備えるために基金は必要と主張し、地方財政政策での交付税削減の圧力を回避した経過があります。

1、岩内町が自由に使える基金の種類と残額は、また今後どのように積み立て

ていくのか。

2、財政の硬直化が進んでいくと、一般的には町民生活にどのような影響が考えられるのか。

3、平成30年第2回定例会での将来負担比率上昇の理由はこの質問に対して、平成28年度では、国勢調査に伴う人口減少により、普通交付税及び臨時財政対策費の発行可能額が大きく減少したことに加え、地方債発行額も岩内地方清掃センターの建設などに伴い将来負担比率が上昇と答えています。

令和2年度に国勢調査があります。

人口減少による交付税の変動や、そして現在検討されている保育所の統合、施設一体型の義務教育学校など地方債発行が予想される事業を考えると財政はいよいよ硬直化していくことが予想されます。

建設確定金額はまだ示される段階ではないとは思いますが、町財政としては将来の財政を考える場合、これらを考慮すべきと考えます。粗々でも将来シミュレーションがあればお示しいただきたい。

また、前向き予算を確保するためには、多大な負担となることが予想されれば、建設のモラトリアムも必要になると考えますが、見解を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

将来の岩内町財政はどうか—平成30年度決算を踏まえてについて3項目のご質問であります。

1項めは、岩内町が自由に使える基金の種類と残額は、また、今後どのように積み立てをしていくのか、についてであります。

まちの基金につきましては、平成30年度末において19種類、現金で約9億4千2百万円の現在高となっております。

各基金には、それぞれ条例の中で、基金の処分事由について定めているため、自由に使える基金はありませんが、財源が著しく不足する場合の財源に充てている財政調整基金の現時点における現在高は、約1億3千4百万円となっております。

また、今後の積み立てにつきましては、各年度末などに寄附を受けたものや基金利子について積み立てしているものの、一定の金額を積むとなれば、その財源が必要になることから、現時点では、令和2年度の決算状況を見て、積み立てするよう考えているところであります。

2項めは、財政の硬直化が進んでいくと、一般的には、町民生活にどのような影響が考えられるのかについてであります。

財政の硬直化が進むと、政策的な事業などの予算確保が難しくなってくることや、義務的な経費を抑制する必要があるため、各事業において事務事業の見直しや縮小などに取り組んでいくこととなります。

そのため、政策的な事業費が少ない予算編成になることや、各事務事業の見直しなどにより、町民生活に影響を及ぼすものと想定されます。

3項めは、町財政としては将来の財政を考える場合、地方債発行による財政の硬直化を考慮すべきと考え、粗々でも将来のシミュレーションがあればお示しいただきたい。また、前向き予算を確保するためには、多大な負担となることが予想されれば建設のモラトリアムも必要になると考えますが、見解を求めます、についてであります。

現在、中・長期財政計画の策定に向け、取り進めているところでありますが、今のまちの財政状況や、多額の事業費を要する事業を考えた場合、現実ベースに極力近い形での精度の高い計画の策定が求められる状況にあります。

そのため、大型施設の事業費やその財源のほか、地方債を発行した際の各年度における公債費の推移に加え、各所管が要望している事業の取捨選択や、今後の普通交付税の推計など、様々な要素を考慮する必要があることから、計画の策定にあたっては一定程度の期間を要するものと考えております。

また、保育所の統合では、交付税措置の割合の高い地方債を発行する計画であるため、本事業の実施による財政の硬直化の進展や、財政健全化などに係る各比率には特段影響しないところであります。

いずれにいたしましても、現在検討している大型事業につきましては、中・長期財政計画を策定し、その状況を示した中で、まちの財政状況の推移をしっかり見極めながら、持続可能な財政運営に支障をきたさないよう、慎重に検討し、判断してまいります。

## < 再 質 問 >

経済の著しい変動や災害、緊急に必要なになった土木工事等のため、自治体の裁量で使える財政調整基金は、平成30年度決算では、平成23年度の35%に減少し、先程答弁頂きました、1億3400万円となっております。この額は全道179市町村中、下から2番目ということになっており、大変窮屈で厳しい状況となっております。町長は令和2年度中に施設一体型義務教育学校を建設するかどうか決断することですが、交付税措置の割合が高いけれども、令和5年度からの供用開始を計画している統合保育所の建設もあります。財源が明確化していない事業のことを考えますと、今後の町財政に不安が募ります。

そこでお聞きします。中・長期財政計画を策定した中でどの先程の答弁があるが、中・長期財政計画はいつ確定するのか。

義務教育学校の建設については令和2年度中に判断するとしているが、財政計画は判断時期に間に合うのか。

そしてこれ以上の硬直した財政は避けるべきであると考えているが町長の所見をお伺いします。

**【答 弁】**

**町 長：**

3 項目のご質問であります。

1 項めの中・長期財政計画を策定した中でとの答弁があるが、中・長期計画はいつ確定するのかと、2 項めの義務教育学校の建設については、令和 2 年度中に判断するとしているが、財政計画は判断時期に間に合うのかについては、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

中・長期財政計画につきましては、令和 2 年度中に義務教育学校の建設を判断する際に必要なことから、令和 2 年度中に策定するよう努めてまいります。

3 項めは、これ以上の硬直した財政は避けるべきであると考えているが、町長の所見はについてであります。

当然、持続可能な財政運営が最優先となりますので、まちの財政状況の推移をしっかりと見極め、持続可能な財政運営に支障をきたさないよう、慎重に検討し、判断してまいります。

## < 再々質問 >

最後になりますけども、計画的な実施プログラムを策定し、収支バランスを図りながら財政の健全化に努め、健やかな町づくりの実現に向けて、旧弊に捉われず前へ進んでいくことを期待するとともに、私達もしっかり監視していくことを申し述べまして、私の質問を終わります。

※将来の岩内町財政はどうなる——平成30年度決算を踏まえての再々質問については、申述のため、町長答弁はしておりません。